

山口市現場代理人等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市が発注する工事（上下水道局が発注する工事を除く。以下「市発注工事」という。）における現場代理人の資格等、工事を複数同時に受注した受注者における現場代理人又は主任技術者の兼務を認めるための条件及び市発注工事における手続等について必要な事項を定める。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号の規定による営業所技術者又は同法第15条第2号の規定による特定営業所技術者ではないこと（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）。

(現場代理人の常駐期間)

第3条 現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、次のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務)

第4条 受注者は、第1号の個別要件のいずれかを満たすとともに、第2号の共通要件の全てを満たす場合は、市発注工事の現場代理人と別の工事（市発注工事を含む。）の現場代理人又は主任技術者とを兼務させることができる。兼務する工事について、この条及び次条中、現に配置されている工事を「先行工事」といい、新たに兼務して配置しようとする工事を「後行工事」という。

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合
- イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ウ 次の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事現場がいずれも山口市内であること。
- イ 兼務する先行工事が市発注工事でない場合は、その発注者が兼務を了承していること。
- ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

(現場代理人の兼務の申請)

第5条 受注者は、前条の規定により兼務して配置しようとする場合は、次の各号に定めるところにより、市長に申請するものとする。

- (1) 後行工事が市発注工事の場合は、その後行工事について申請する。ただし、その後行工事について現場代理人としての配置である場合に限る。
- (2) 前号の場合を除き、先行工事に市発注工事が含まれる場合は、次のとおりとする。
 - ア 先行工事に含まれる市発注工事について現場代理人としての配置であるときは、その市発注工事について申請する。
 - イ アにおいて申請の対象となる市発注工事が複数あるときは、先に受注した工事について申請する。
- 2 前項の規定による申請は、様式第1号によるものとする。ただし、様式第1号に定める事項と同様の記載があれば、任意の形式で申請することもできる。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、兼務をする工事の施工内容等を総合的に勘案し、工事の兼務について適否を判定し、その結果を様式第2号により申請者に通知するものとする。ただし、様式第2号に定める事項と同様の記載があれば、任意の形式で通知することもできる。

(兼務の中止)

第7条 受注者は、施工期間中に、前条の規定により兼務を承認した現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、市長に対し様式第3号によりその旨を届け出なければならない。

(現場代理人の変更)

第8条 受注者は、現場代理人に変更があるときは、速やかに変更した現場代理人等選任届を市長に提出するものとする。

(兼務の承認の取消し)

第9条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による兼務の承認を取り消すものとする。

- (1) 予期しない事態が生じたため、受注者が兼務を継続することが不適当と認められる場合
- (2) 受注者がこの要領の規定に違反していると認められる場合
- (3) 受注者が偽りその他不正な手段により承認を得たと認められる場合
- 2 前項の規定により承認を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して受注者に通知する。

(補則)

第10条 この要領では、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 第4条第1号アで兼務する場合、現場代理人の兼務については、複数の工事契約を1件の契約とみなす。
- (2) この要領で近接とは、50m以内の区域とする。
- (3) 第4条の要件を満たせなくなった場合、受注者は、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人等選任届を市長に提出するものとする。
- (4) 現場代理人の選任又は兼務について、受注者が虚偽の届出又は申請をした場合は、不正又は不誠実な行為として取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(山口市が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準の廃止)

2 山口市が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準は廃止する。
(平成25年から令和3年までの改正附則は、省略する。)

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。

年 月 日

(宛先) 山口市長

(受注者) 所 在 地
 商号又は名称
 代表者職氏名

現場代理人及び主任技術者の工事の兼務について（申請）

現場代理人及び主任技術者の工事の兼務について、下記のとおり申請いたしました。

記

1 新たに兼務して配置しようとする工事（工事1）

業 種				
発注者・担当部署				
工 事 名				
契 約 金 額				
工 事 場 所				
施 工 期 間	年 月 日から	年 月 日まで		
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
※1位置関係（距離）	工事1と工事2	km	工事1と工事3	km

2 既に配置している工事（工事2）

業 種				
発注者・担当部署				
工 事 名				
契 約 金 額				
工 事 場 所				
施 工 期 間	年 月 日から	年 月 日まで		
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
※1位置関係（距離）	工事2と工事3	km		

3 既に配置している工事（工事3）

業 種				
発注者・担当部署				
工 事 名				
契 約 金 額				
工 事 場 所				
施 工 期 間	年 月 日から	年 月 日まで		
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				

※1 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合は、
 「位置関係（距離）」欄に距離を記載し、工事間の位置関係（距離）がわかる位置図を添付すること。

(受注者) 商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日

様

山口市長

現場代理人及び主任技術者の工事の兼務について

年 月 日 付けで申請のあった現場代理人及び主任技術者
者の工事の兼務については、下記のとおり適否を通知します。

記

1 兼務申請のあった現場代理人の氏名

氏 名	
-----	--

2 兼務に係る工事

	工 事 名
新たに兼務して配置しようとする工事（工事1）	
既に配置している工事（工事2）	
既に配置している工事（工事3）	

3 兼務の適否

適否	・兼務を承認する。 ・兼務を承認しない。
----	-------------------------

※いずれかを○で囲むか、削除すること。

4 上記3において兼務を承認しないとした場合の理由

理由	
----	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 山口市長

(受注者) 所 在 地
 商号又は名称
 代表者職氏名

現場代理人及び主任技術者の工事の兼務の解除について

年 月 日 付けで承認を受けた現場代理人又は主任技術者の工事の兼務について、兼務の必要がなくなったので、下記のとおり届出ます。

記

1 兼務承認を受けていた現場代理人の氏名

氏 名	
-----	--

2 兼務をしていた工事

工 事 名	
発注者・担当部署	
施 工 期 間	

工 事 名	
発注者・担当部署	
施 工 期 間	

工 事 名	
発注者・担当部署	
施 工 期 間	

3 上記2のうち配置を解いた工事

工 事 名	
-------	--

※ 兼務申請をした担当所属に提出すること。